

一関市議会 議会運営委員会 記録

会議年月日	令和6年6月11日(火)			
会議時間	開会	午前10時30分	閉会	午前11時03分
場 所	全員協議会室			
出席委員	委員長 佐藤 浩		副委員長 岩 渕 優	
	委員 岡田 もとみ		委員 千田 恭平	
	委員 千葉 大作		委員 小野寺 道雄	
委員外議員	議長 勝浦 伸行		副議長 千葉 幸男	
	議員 武田 ユキ子			
遅 刻	遅 刻 な し			
早 退	早 退 な し			
欠席委員	欠 席 な し			
事務局職員	三浦事務局長、細川事務局次長兼庶務係長、熊谷主幹兼調査係長、栃澤局長補佐兼議事係長			
出席説明員	な し			
本日の会議に付した事件	議会改革について (1) 今後の議会改革の取組について (2) 一関市議会の個人情報の保護に関する条例の改正について			
議事の経過	別紙のとおり			

議会運営委員会記録

令和6年6月11日

(午前10時30分 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は6名であります。
全員の出席ですので、これより議会運営委員会を開会いたします。
録画、録音、写真撮影を許可していますので御了承願います。
初めに、お諮りいたします。
本日は、議会改革について、多岐にわたる内容の協議であることから、委員外議員からの発言も随時受け付けたいと思います。
さよう進めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、委員外議員の発言も随時受け付けながら進行いたします。
本日の案件は御案内のとおりです。
初めに、今後の議会改革の取組についてを議題といたします。
今後に取り組む議会改革の項目については、各党派等から提案のあった項目を取りまとめ、全議員を対象にしたアンケート調査を行ったところであります。
本日はアンケート結果を踏まえ、今後、取り組む項目とスケジュールについて協議したいと思います。
初めに、事務局から資料について説明させます。
熊谷書記。

熊谷書記 : それでは、最初に議会改革の取組項目に対する議員意向調査の結果について報告いたします。

意向調査は全議員に依頼をしたところでございますけれども、回答は19人の議員からとなりました。

回答率76%でございます。

項目につきましては、各党派等から提出のあったもので、前回の委員会でお示ししておりますので、細かい説明は省略させていただきます。

議員の皆様からの意向につきましては、①すぐに検討を始めるべき、②任期中に検討を行うべき、③任期中に検討する必要はない、④どちらともいえない、不明という区分で回答をいただいたところでございます。

各項目の色がついているところが、一番回答が多い議員からの意向となります。

この中で、①すぐに検討を始めるべきだという回答が多かったものは、9番の傍聴者への配慮、それから、次のページになりますけれども、11番の中学生、高校生の議会への関心を高める取組と、12番の小学校高学年や中学生による議会体験、13番の一般質問答弁書の事前入手となっております。

残りの項目につきましては、2番、3番のジェンダー主流化の取組以外につきましては、いずれも任期中に検討を行うべきといった回答が多かったところでございます。

取組にはかなり積極的な回答となっております。

意向調査の最後のところになりますけれども、任意で御意見等を伺っておりますが、委員会のウェブ配信、それから政務活動費の見直しを早急に進めるべきといった御意見や、継続中になっている項目は年度内に結論を出すべきといったスピード感を持った対応について意見があったところでございます。

こうした意見、意向を踏まえまして、議会改革項目とその協議等スケジュールの案を作成しておりますので、説明をさせていただきます。

まず表ですけれども、左側の区分、「継続」と「新規」とございます。

「継続」につきましては、前年度からの協議継続事項、それから「新規」が今回、新たに追加をした項目となります。

まず「継続」の1番から4番についてですけれども、これらの項目につきましては、委員の中でも意見が分かれていた項目で、昨年度におきまして、協議未了になっておりました。

これらについては、なかなか議会運営委員会での全会一致が難しいような感じもいたしておりますので、まずは議員全体での討議・意見交換の場を設けてはどうかという提案でございます。

それを踏まえまして、8月下旬をめどに、正副委員長のほうで作成した案を説明するというようにして、9月の下旬頃に委員会での質疑・意見交換を行い、そして11月をめどに結論を出す流れを組んでおります。

表の左側から4列目ですけれども、決定時期、実施時期とあります。

実施時期につきましては、この議会運営委員会の中で、実施すべきだと決定した場合の、それぞれの実施時期でございます。

実施時期につきましては、少し先になっておりますけれども、これは予算の確保であったり、年間の議会日程の変更などを見据えた上で、無理のない、そういった目標設定にしたことが理由となっております。

それから、先ほどの意向調査、アンケート調査の結果も踏まえまして、継続項目となっている2番の一般質問については、答弁書の事前入手ということ、それから3番の政務活動費のところには、旅費の見直しといったことも加えまして検討を進めてはどうかと考えております。

次に、継続の5番、ウェブ配信についてですが、これは意向調査の傍聴者・障がい者への配慮と、下のほうに、新規の9番とも一緒になるのですけれども、そういったところで、早く実施すべきといった意見もありまして、さらには予算にも関係しますので、実施するか、しないかなるべく早く検討して、結論を出してはどうかという案にしております。

次に、「継続」の6番、予算・決算審査常任委員会の設置につきましては、これも改めて他市の取組を研究して、1月頃までに結論を出して、実施するとなれば、委員会条例の改正案を2月の通常会議に提案するという流れにしております。

下の「新規」7番から11番まででございます。

7番の女性・学生・模擬議会の開催につきましては、意向調査の中で中高生議会、それから小中学生の議会体験につきましては、すぐにでも検討を始めるべきといった意見があったところでございますし、それから女性議会についても任期内に検討を行うべきという回答がございましたので、まずは、どういった形にしたらよいのか、他市の事例などを研究するところからスタートするという案にしております。

年度内に結論を出すスケジュール案としたところでございます。

次に、8番の本会議での議員の呼称見直しですけれども、これはタイムリーなところで、先日、盛岡市議会のほうで、岩手県内の各市議会、それから全国の中核都市の議会の状況を調査しておりましたので、それを基に検討を進めてはどうかと考えております。

傾向とすれば、今は何々議員と呼ぶほうが多いように見受けられております。

9番の傍聴者への配慮、ウェブ配信ですけれども、これは先ほどの「継続」の5番と同じ内容でございます。

それから、「新規」の10番、PDCAサイクル、武田議員から上がったものですが、議会改革の進め方や議会基本条例の検証などの手法かと思えます。

これについても他市議会での取組などを参考に、年度内をめどに、しっかりとした指針を策定できるように進めてはどうかという案でございます。

最後、11番、議会外部評価ですけれども、これも意向調査の中で、任期内に検討を行うべきという意見が多かった項目でございます。

こちらについては、議会モニターがまさにこういった機能も担っているところかと思えますので、議会モニター制度、今年が4年度目ということで、過去3年度の成果を踏まえまして、広聴広報委員会の中で、その内容を検証、見直しするという事業計画でございましたので、まずは広聴広報委員会での検討結果を待ってみてはどうかという案でございます。

なお、議会運営委員会での行政視察ですけれども、前回の委員会の中で、7月下旬から8月上旬にかけて実施をしてはどうかといった御意見をいただいたところですが、この時期は各種会議や要望会、様々な行事が入っておりまして、なかなか実施が難しいところございましたので、9月通常会議終了後にはどうかと考えております。

いずれこういった先進事例を勉強するという計画にしておりますので、テーマを絞って、テーマに合った視察先を選定して、実りある視察にしてはどうかと考えております。

最後に、もう一度、意向調査のほうに戻っていただきまして、そのほか、今、議会改革の項目に上げたもの以外に意向調査で任期内に検討を行うべきだという回答があったものは、14番、地区別意見交換会、分野別意見交換会の実施、それから15番、政策課題について専門家の意見を聞くといったことがありましたが、これらについては、議会改革で進めなくても、実施しようと思えば今でも実施できますので、これらは改革の項目に含めておりませんでしたし、それから、1ページ目の5番ですが、市民の議会への関心向上ということで、議員の成り手を育てる議員の学校の開催をしてはどうかというようなことです。

とても素晴らしい取組かと思えますけれども、今お話しした内容の項目を議会運営委員会の中で協議しながら、さらに、この議員の学校の運営を協議、実行するというのはスケジュール的にも難しいと思いましたので、議会改革の項目からは一旦外させていた

だいております。

取組の状況を踏まえながら、様子を見ながら、項目に追加してはどうかと考えたところでございます。

説明は以上でございます。

委員長：質疑、意見交換を行います。

千葉委員。

千葉委員：今、事務局から説明があったのだけれども、「継続」のナンバー２で、一般質問の中で、答弁書の事前入手、これも含めるというような話があったのだけれども、そのとおりと理解していいわけですか。

委員長：熊谷書記。

熊谷書記：継続項目の一般質問については、これまでは時間の制限であったり、重複する項目をどうするかといった取扱いにしておりましたが、今回の各議員からの意向調査の中で、答弁書の事前入手という項目について、すぐに検討を始めるべきだという声が多かったので、もし、そういったことで協議を進めるということであれば、この一般質問の項目の中で、併せて協議をしてはどうかといった提案でございます。

委員長：千葉委員。

千葉委員：一般質問に対しての当局側の答弁書を事前に入手するという、その意図が私はよく分からないのだけれどもね。

こういう議会運営委員会で、皆さんの協議に付された内容なのか。

何もなく、私どもの会派の1人がこういったものを持ち出してきた。

それをそのまま載せた。

そういうように私は理解したのですけれども、どういうことを意味しているわけですか。

委員長：前回の議会運営委員会で、調査項目について、まず、アンケートを全議員から取りましようということで、皆さんから御了承を得てアンケートを取りました。

その中の項目に、会派別というよりも個人としての意見として、こういったアンケート調査をしておりますので、個人の意見として出ましたが、会派のほうでその辺については十分、御協議されていると思っていたのですけれども、いずれこの事前入手というのは、確かに今まではヒアリング等でやっているのですけれども、その答弁書を欲しいということのようなので、そうなってくると、いかがなものかという思いはしています。

全てそこから答弁書をもらったら、議場でやる意味もないですし。

そういうことで、この答弁書の事前入手については、この一般質問の中の「継続」の

部分で十分協議できるのかなと思ったのですけれども。

千葉委員。

千葉委員：この件については、私どもの会派でも本人とじっくりと話したことが一度もないのですよ。

その辺のところは私もどうも引っかかっているのです。

ですから、やはり答弁書の事前入手という考え方がどうも私もよく分からないので、一般質問というものの内容について、もう少し議会運営委員会で、会派でもそうなのだけれども、やはり意見交換をして、大事な問題ですから、対応していかなければならないように私は思うのですけれども、委員長はいかが考えますか。

委員長：いずれ私どもが議会改革していく中身については、ずっともう6年、7年もやってきている中で、いろいろ項目を絞ってやってきたところでは。

絞ってきて、あと「継続」の部分で何点かになった段階で、再度、皆さんのほうから何か議会改革の項目ということで集めた結果がこれでございますので、協議する時間も限られている中で非常に難しい内容が結構多いです。

今までやってきた項目の中でも時間がかかっているものですから。

ただ、この一般質問については、ずっと時間の制限とか重複回避の協議をやってきたので、その中で一般質問ということで、調整し、代表質問も含めてですけれども、検討してきたのですけれども、このように答弁書の事前入手となってくると、やはり少し難しいという思いがいたします。

事前入手したことによって、それ以上の議論の発展性がなくなってくる可能性もありますし、十分協議する、議場の中で皆さんで揉んでもらうためには、全てをオープンでやらしてもらわなければいけないということではないかという思いは個人的にはしていますけれども、ただ、先ほど言ったように、この議会改革の中身や協議の時間もありますので、できること、できないこと、それからこれについてはいかがかなということについて、全員に認識してもらいたいという意味で、これ資料を出していますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

千葉委員。

千葉委員：やはり何事においても、不易流行ということわざがあるじゃないですか。

やはり議会として一般質問をなぜするか。

その重要性を考えた場合に、当局の答弁書を事前入手するというのが、議員として、何だろう、私もよくこの要望を出してきた個人とはじっくり話をしたことがないので分からないのですが、非常に的確性に欠けるのではないかというように私は思います。

だから、不易流行ということわざを私は大事にしていくべきだと、そのように思っております。

以上です。

委員長：いずれ、今日結論を出すというものではなくて、こういった結果にまとまったという

ことでお示ししていますので、ただ、要するに皆さんのほうの会派の中で、その辺、意見交換をしていただいて、この項目が本当に必要なのかどうかということについては会派の中でも協議してほしいと思いますし、このアンケートを取った趣旨が、そもそもこれからやること、何かほかにありませんかということで、出てきた項目について全議員に共通認識していただきましょうということでアンケートを取って、その結果を示していますので、ただ、できること、できないことに区分しましたけれども、この一般質問の答弁書の事前入手というのは、8名の方々が欲しいというような内容ですけれども、その辺についてもやはり協議していかなければいけないかと思っています。

休憩します。

(休憩 10 : 49 ~ 10 : 58)

委員長 : 再開します。

そのほか、この議員意向調査について、皆様からの御意見はございませんか。

(「なし」 の声あり)

委員長 : なければ、以上で質疑、意見交換を終わります。

それでは、今後、取り組む議会改革の項目、協議スケジュール、実施時期などについては、皆様、会派にこれを持ち帰って協議していただいた後に、議員全体での会議を進めてまいりたいと思いますので、そのように御了解していただきたいと思います。

さよう進めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決定しました。

以上で、今後の議会改革の取組についての協議を終わります。

次に、一関市議会の個人情報の保護に関する条例の改正についてを議題といたします。

この件については、既に2月13日の議会運営委員会において条例の改正案を議会に提出することを決定済みであります。議会に提出する時期については決定を保留していたものであります。

内容について改めて事務局から説明させます。

熊谷書記。

熊谷書記 : 議会の個人情報の保護に関する条例の改正につきましては、今、委員長からお話のありましたとおり、今年2月の議会運営委員会の中で、内容について御了解をいただいております。

ただ、その際は、改正となった刑法の施行日が、令和6年12月から令和7年11月までの日と、流動的でありましたので、議案提出時期につきましては、改正する刑法の施行日が定まってから確定させることとしておったところでございます。

今般、改正となる刑法の施行日が令和7年6月1日と定まったところでありますし、合わせて、先ほど当局のほうから説明ありましたが、当局でも、この刑法の改正に伴う条例の一部改正について専決処分を行っておりまして、6月通常会議で報告を受けるといことになりましたので、このタイミングに合わせまして、議会の個人情報保護条例の一部改正について、6月通常会議に提出してはどうかという提案でございます。

内容につきましては、繰り返しになりますけれども、刑法の改正による文言修正でありまして、「懲役」という言葉を「拘禁刑」に改めるものでございます。

なお、盛岡地方検察庁との協議については、2月の議会運営委員会終了後に事務を進めておりまして、4月に入って「特段の意見はない」ということで検察側から回答の文書の送付があったところであります。

説明は以上でございます。

委員長 : これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、質疑、意見交換を終わります。

それでは、一関市議会の個人情報の保護に関する条例の改正については、資料の内容のとおりとし、6月通常会議の最終日に発委として、一関市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を提案することといたします。

さよう進めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決定しました。

なお、ただいま決定した条例の一部改正について、誤字脱字、その他の整理に要するものがある場合は、その整理を正副委員長に御一任願います。

以上で、一関市議会の個人情報の保護に関する条例の改正についての協議を終わります。

次に、その他に入ります。

皆様から何かございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、以上で予定した案件の協議を終わります。

なお、次回の議会改革に係る議会運営委員会の開催日程につきましては、後日連絡をいたしますので、よろしく願います。

以上で、本日の委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

(午前11時03分 終了)